

航空機登録における押印の省略について

航空機登録手続きにおいては、これまで申請書類（※）に押印を求めておりましたが、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、**令和3年1月以降の航空機登録手続きにおいて押印を不要とすることと致しました。**

詳細については、以下及び各種手続きの案内をご確認下さい。

（※）これまで押印を求めていた主な申請書類：申請書、委任状、原因証書、承諾書 等

【令和3年1月以降の航空機登録手続き】

（1）押印の省略

上記申請書類について、**押印を不要とします。**

（2）意思の真正性の確認

一方で、航空機登録手続きは私人の権利公示機能を有しており、当該手続きにおける意思の真正性の確認は引き続き行っていく必要があります。そのため、

- ① 当該申請を申請者本人が行う意思を有するかを確認するため、
 - ・ **申請者が個人の場合には、運転免許証等の写しをご提出下さい。**
 - ・ **申請者が法人の場合には、印鑑証明書をご提出下さい。**
- ② 原因証書に示された内容について作成者が了解する意思を有するかを確認するため、
 - ・ **作成者が個人の場合には、運転免許証等の写しをご提出下さい。**
 - ・ **作成者が法人の場合には、印鑑証明書をご提出下さい。**

なお、新規登録の際の譲渡証について海外法人が作成する場合には、従前どおり、作成者の署名及び公証人による公証が必要となります。

③ 承諾書（土地管理者等の意思表示）の確認

定置場に係る承諾書については不要とし、申請書の新定置場欄に土地管理者等が承諾した旨及び土地管理者等の連絡先（電話、メールアドレス）をご記載下さい。当局から、当該連絡先に土地管理者等の意思確認のための連絡をさせていただきます。

【航空機登録に係る将来的なオンライン化】

上記の規制改革実施計画においては行政手続きのオンライン化を目標としており、航空機登録手続きについても将来的にはオンライン化していくこととしておりますが、実施時期や内容等については、詳細が決まり次第、改めてお知らせ致します。